回覧

エネルギー価格高騰対策関連

≪真室川町独自支援≫
 事業者支援補助金についてのお知らせ

真室川町では、燃料油を始めとするエネルギー価格高騰の影響を受けた商工業事業者 (中小企業者)に対して負担の軽減及び事業の継続を支援するため事業者支援補助金を 交付します。

<交付対象者>

町内に事業所・住所を有する事業者(個人又は法人)、又は県内に事業所を有し本社・ 本店・住所地を町内としている事業者(個人又は法人)で、以下の要件を全て満たす 農業者以外の事業者。

- 1. 令和5年の年間エネルギー経費が60万円以上である事業者
- 2. 令和6年3月31日以前から事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続の意思があること。

<補助額>

令和5年の年間エネルギー経費の15% (裏面を参考)

法人は20万円、個人は10万円を上限とします。

ただし、令和5年度同補助金受給者は**法人10万円、個人5万円**が上限となります。

<申請受付期間>

令和7年3月31日まで

<申請書類・申請方法>

申請書類等を「記載例」を参考に必要事項を記入し、添付書類を添えて、真室川町役場企画課産業交流係まで原則、郵送にて提出下さい。申請書等の様式は、町ホームページからダウンロード又は企画課窓口で受取可能です。

[申請書類]

- 1 令和6年度真室川町事業者支援補助金交付申請書(様式第1号)
- 2 事業活動を証明する書類(直近の決算書、令和5年分の確定申告書等)
- 3 月別エネルギー経費申立書(参考様式:裏面を参考) ※証拠書類を添付(請求書、領収書等の写し)
- 4 誓約書(様式第2号)
- 5 町税等関係書類に係る同意書(様式第3号)
- 6 振込口座の通帳の写し
- 7 運転免許証等の本人確認書類の写し(個人事業主)
- 8 法人番号がわかる書類の写し(法人)
- 9 本店が町外に所在する場合は、町内の支店等の所在地が併記されている書類の写し

【問合せ先】

真室川町 企画課産業交流係

電話:62-2050



月別エネルギー経費申立書(個人事業主の場合)

月	電気	燃料油 (ガソリン等)	ガス等	計
1	32,000円	9,000円	15,000円	56,000 円
2	32,000円	10,000円	22,000円	64,000円
3	32,000 円	12,000円	14,000円	58,000 円
4	30,000 円	9,000円	16,000円	55,000 円
5	30,000 円	10,000円	22,000円	62,000円
6	31,000円	12,000円	21,000円	64,000円
7	25,000円	9,000円	16,000円	50,000 円
8	26,000円	12,000円	22,000円	60,000 円
9	29,000円	10,000円	20,000円	59,000 円
10	32,000円	15,000円	15,000円	62,000 円
11	29,000円	9,000円	20,000円	58,000円
12	33,000円	15,000円	14,000円	62,000円
計	361,000円	132,000円	217,000 円	710,000 円

※令和5年1月から12月までの電気、燃料油(ガソリン、軽油、重油及び軽油等)及びガス(プロパンガス、LPG(液化石油ガス)、LNG(液化天然ガス)及び CNG(天然ガス)等)等の料金とする。

※これらの経費は、販売する目的で購入した場合を除き、消費税及び地方消費税を含む。

- ①年間エネルギー経費が600,000円以上であるか確認
- ②補助金額を算定

710,000円(年間経費)×0.15(15%)=106,500円

③補助上限額と比較

補助上限額 個人事業主:100,000円 法人:200,000円 申請者は個人事業者であるため

補助金額=100,000円